



子どものオンラインゲーム課金にご用心！ 親が知らないうちに高額課金

事例

小学生の子どもにせがまれ、オンライン対応ゲーム機を、友達と遊ぶ時だけとの約束で買った。ところがゲーム機に親のアカウントとクレジットカードが登録されていたため、親の目を盗んで早朝や深夜に親のアカウントを使ってゲームをし、高額な課金をしていた。ゲーム会社に小学生がしたことだからと減額を申し出たが、クレジットカードやゲームのパスワードの管理の甘さと、ペアレンタルコントロール（端末やサービスの利用を保護者が管理・制限する機能）を設定していなかったことを指摘され、減額不可とされた。



アドバイス

子どもがゲーム機で遊んでいるのは親の目が行き届いている時とは限りません。生まれた時からインターネットが普及しているネイティブ世代の子どもの方が、電子機器の扱いに長けていることもあります。

最近のゲームは、課金しないと勝てない仕組みのものもあります。子どもにオンライン対応ゲーム機やスマートフォンを与えるときには、課金する場合のルールを家族で話し合しましょう。また、ペアレンタルコントロールを設定するとともに、親のクレジットカードに繋がる情報は登録しないようにしてください。不安に思った場合や、トラブルが生じた場合は、すぐに消費生活センターに相談しましょう。

【問題】 子どもに課金方法等は教えておらず、課金も決済もできないはずなので、ペアレンタルコントロールは必要ない。

【回答】 **×**

気がつかないうちに親が利用したデータが残っていたなどの理由から、子どもでも簡単に課金できてしまうこともあります。オンライン対応端末を子どもに使用させる際には、心配ないと思っていても、トラブル防止のためにペアレンタルコントロールを設定しておきましょう。

身に覚えのない請求や、不審な電話・メールなど、お困りの際は
鎌ヶ谷市消費生活センターにお気軽にご相談ください。

場所：鎌ヶ谷市役所2階 商工観光課内

電話：047-445-1246

時間：平日（土日祝日・年末年始除く） 10時～12時 13時～16時

